

ゴルフ場利用約款

第 1 条 (約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、本約款に従ってご利用願うことといたします。

第 2 条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、本約款を確認のうえ当日フロントにおいて所定の名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

第 3 条 (利用の拒絶)

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート枠に余裕がないとき
2. 非会員については、会員の同伴又は紹介等がないとき
3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
4. 利用者が暴力団員もしくはその関係者と認められるとき
5. 利用者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められたとき。
その他公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合、又はなすおそれがあると認められたとき
6. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき
7. その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場を利用されることが好ましくない理由があるとき

第 4 条 (休場日・開場時間等)

当ゴルフ場の休場日と開場時間及び食堂、浴場等の利用時間、最終スタート時刻は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時に変更することがあります。

第 5 条 (金銭その他高価品)

金銭その他高価品については、その種類及び価格を明示してフロントにお預けいただかない限り、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。お預かり品は預り証の持参人に、預り証と引き換えにお返しいたします。

第 6 条 (携帯品・自動車等)

携帯品や場所を提供している駐車場に於ける車輛及び車内物品の盗難、損傷については当ゴルフ場は責任を負いません。

第 7 条 (ロッカーの鍵)

ロッカーの鍵はお申し出によりお預かりいたしますが、ロッカー内の金品について事故が発生した場合は、責任を負いません。

第 8 条 (宅配便の取り扱い)

宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズなどのお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中の物品の盗難、紛失、損害等の一切の責任は負いません。

第 9 条 (危険防止とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守りキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

第 10 条 (ティーグラウンドにおける素振り)

素振りはティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティーグラウンドに立ち入らないで下さい。

第 11 条 (飛距離の確認)

先行組に対しては後続組の打者は、キャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打込まないよう打球して下さい。

第 12 条 (キャディ及びフォアキャディの合図)

キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

第 13 条 (打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

第 14 条 (隣接ホールへの打込み)

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

第 15 条 (場外への試し打ちの禁止)

場外への試し打ちは、最も危険な行為です。絶対に行わないで下さい。

第 16 条 (退 避)

後続組に対して打球させるときは先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に退避して下さい。

第 17 条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトしたときは直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。

第 18 条 (落雷のあった場合)

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

第 19 条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

第 20 条 (違背の場合の責任)

この利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、又はご自身が違反して傷害等の被害を受けた場合には、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

第 21 条 (プレー終了後のクラブの確認)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、きず等について当ゴルフ場は責任を負いません。

第 22 条 (施設に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

第 23 条 (施設内への持込品)

施設内に下記のものを持込むことをお断わりいたします。

1. 動物、鳥類等のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣等
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 爆音を発するもの
6. 飲食物

第 24 条 (行為の禁止)

施設内で下記の行為はお断わりいたします。

1. とばく、その他風紀をみだす行為
 2. 物品販売、宣伝広告等の行為
 3. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為及びゴルファーとして不適正な服装
 4. 利用者以外のコース内立ち入り(特に許可する場合を除く)尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。
 5. 写真撮影、録音等の行為(特に許可する場合を除く)
 6. 公共の場 (レストラン・浴場・ロッカールーム・談話室等) での大声での談笑
- ※令和4年4月1日施行

第 25 条 (非会員の債務と行為についての保証)

会員は同伴または紹介した利用者(非会員)が、ゴルフ場に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務、及びその利用者のゴルフ場における一切の行為について、利用者と連帯して保証して頂きます。

第 26 条 (個人情報の取り扱いについて)

ゴルフ場は、予約時点で電話・FAX・Eメール等で入手した個人情報と、プレー当日に署名簿ご署名いただいたプレーヤーの個人情報を、当ゴルフ場の責に則り安全管理に努めます。当ゴルフ場では、ご予約およびご来場いただいたお客様に対し、当ゴルフ場の営業情報・イベント告知などをダイレクトメール・FAXまたはEメール等でご案内させていただきます。

第 27 条 (忘れ物の取り扱い) ※令和4年4月1日施行

当ゴルフ場内での忘れ物は、発見日より6か月間お預かりいたします。保管期限を過ぎたものは当方にて処分させていただきます。

第 28 条 (予約の変更及び解除) ※令和4年6月1日改訂

当ゴルフ場にご予約のお申し込みをいただいた後、組数及び人数の変更が出た場合には、速やかにご連絡ください。

また、事情の有無に関わらず(台風・積雪等のゴルフ場クローズ時及び後述の追記事項を除く)以下の通り既定日時を過ぎてからのキャンセルの場合、キャンセル料を申し受けます。尚、キャンセル料につきましては、組単位とし代表予約者へご請求させていただきます。

≪プレー予約枠のキャンセル≫

- ・土日祝日及び特定期間(GW・年末年始期間等)の場合、プレー日の5日前12時以降の

キャンセルにつきましては、1組につき5,500円のキャンセル料を申し受けます。

・平日は、当日のキャンセルの場合のみ、1組につき5,500円のキャンセル料を申し受けます。

・プレー人数の変更（減少）の場合は、キャンセル料は特に発生いたしません。

《キャディー予約のキャンセル》

・キャディー付きプレーでのご予約の場合、プレー日の2日前17時以降のキャンセルにつきましては、1組につき4,400円のキャンセル料を申し受けます。

例：土曜日に西コース（キャディー付き）をプレーのご予約をキャンセル

・プレー日4日前にキャンセルした場合、プレー予約枠のキャンセル料5,500円を申し受けます。

・プレー日1日前10時にキャンセルした場合、プレー予約枠のキャンセル料5,500円とキャディー予約のキャンセル料4,400円の合計1組9,900円を申し受けます。

《当日無断キャンセル》

・無断キャンセルの場合には、1組につき11,000円のキャンセル料を申し受けます。

・キャディー予約の場合、無断キャンセル料11,000円とキャディー予約のキャンセル料4,400円の合計1組15,400円を申し受けます。

《コンペ予約のキャンセル》

3組以上9組以下の場合、プレー日の14日前12時以降、10組以上19組以下の場合、プレー日の21日前12時以降、20組以上の場合、プレー日の1ヶ月前12時以降のキャンセルにつきましては、プレー予約枠のキャンセル料を申し受けます。

キャディー付きプレーでのご予約の場合、2日前12時以降のキャンセルにつきましては上記同様キャディー予約のキャンセル料を申し受けます。

※追記事項【以下の場合にはキャンセル料を頂きません】

○ 気象庁による警報級の大雨警報等が、ゴルフ場が所在する茨城県南部に発令された場合は、プレー予約枠及びキャディー予約に対するキャンセル料は頂きません。

○ ご予約日当日にご来場いただいたものの、大雨等の荒天によるプレー断念の判断をされた場合は、プレー予約枠に対するキャンセル料は頂きません。

（キャディー予約に対するキャンセル料は発生します。）

第29条（乗用カートに関する事項）※令和4年4月1日施行

利用者は、利用するカートに掲示されている事項ならびに当ゴルフ場スタッフの指示、コース内標示等に従い、次の事柄に留意し利用してください。

1. 乗用カート運行は、当ゴルフ場が認めた場合を除いては電磁誘導による運行に限りカート道路以外に利用運行することはできません。
2. 乗用カートの遠隔リモコンによる発進・停止操作またはカート車輛のボタンによる発進・停止操作を行った者が、そのカートの運行者となります。カートの発進・停止、同伴者の乗降、その他カート運行に関する事項は、運行者の判断と責任によりこれを行い、同乗者は運行者の指示に従ってください。
3. プレーヤーは、アスファルト舗装または2本のコンクリートレールによる乗用カート走行路では球を打たないでください。
4. カートの故障またはその恐れがある場合は、直ちに当倶楽部スタッフまでお申し出ください。
5. 乗用カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
6. プレー中の事故またはカート事故が発生した場合には、直ちに最寄りのスタッフもしくはマスター室までご連絡ください。
7. カートの運行に関し、利用者の故意または過失により、人身あるいは施設（カートおよび当倶楽部備品・設備すべて）に危害または損害を及ぼす事故を起こした場合には、被害者に対し、当該事故により生じた損害を賠償していただきます。
8. カートの運行に関し、本約款および倶楽部規約などの規則に反する行為があった場合、その利用者のカート利用または施設の利用を中止していただくことがあります。

第 30 条（電動アシストカートに関する事項）※令和4年4月1日施行

利用者は、当ゴルフ場スタッフの指示、コース内標示等に従い、次の事柄に留意し利用してください。

1. ご利用は西コースのみとなり、平日・土日祝日を問わずキャディーが不足した場合に限ります。※西コースは基本キャディー付プレーとなっております。
2. 電動アシストカートのティグラウンド上・グリーン上及びバンカー内への進入を禁止いたします。
3. 電動アシストカートの運行に関し、利用者の故意または過失により、人身あるいは施設（カートおよび当倶楽部備品・設備すべて）に危害または損害を及ぼす事故を起こした場合には、被害者に対し、当該事故により生じた損害を賠償していただきます。
4. 電動アシストカートの運行に関し、本約款および倶楽部規約などの規則に反する行為があった場合、その利用者のカート利用または施設の利用を中止していただくことがあります。

以上